Ш

政府における統計データの利用促進に関する取組状況と課題

平成23年11月11日

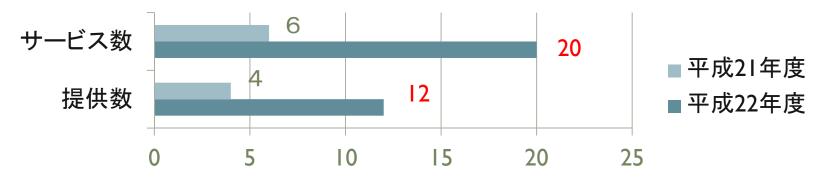
総務省政策統括官(統計基準担当)付 統計企画管理官付 森 省吾

目次

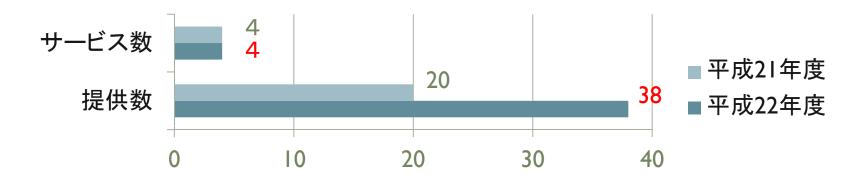
- □ サービス数の推移、提供実績
- □ 様々な意見・要望
- □ 政府の取組
- □ 課題の整理
- □ 今後の予定

サービス数の推移、提供実績

ロ オーダーメード集計



□ 匿名データ



様々な意見・要望

- □ 統計法施行状況に関する審議結果報告書(22年9月、23年9月);内閣府統計委員会
- □「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された 提案等への対処方針(23年4月);行政刷新会議
- □ 新たな情報通信技術戦略(IT新戦略)・工程表(22年5~6月);IT戦略本部
 - 情報通信技術利活用のための規制・制度改革に関する専門調査会報告書
 - 情報通信技術活用のための規制・制度に係る対処方針
- □ 統計二一ズに係るアンケート(22年10月~);総務省 政策統括官

様々な意見・要望

- □ 対象調査の拡大・遡及
 - ・提供している統計調査が少ない。もっと拡大してほしい。
 - ・最近のデータを利用したい。データが古い。(もっと古いデータもほしい。)
- □ 手続き・レスポンス
 - ・手続きが煩雑。
 - 提供まで時間がかかりすぎる。
- □ もっと高度なサービスを
 - ・異なる統計調査を連結して利用できるようにしてほしい。
 - 集計項目を選ぶだけですぐに結果をダウンロードできるようにしてほしい。
- □ 利用できるが使いにくい・有用性が低い
 - ・地域区分をもっと細分化してほしい。
 - ・大学の授業で利用しにくい。(ファイル|名に|枚、高価、厳重な管理)
- □ 利用したくても利用できない
 - ・国民共有の資産。研究者だけでなく、一般国民にも開放してほしい。
 - ビジネス目的で利用したい。

技術上の問題制度上の問題

政府の取組

- □ 統計データの二次的利用促進に関する研究会
 - ニーズの正確な把握 利用者ごとにニーズは異なっており、その整理が必要。
 - 原則の確認 二次的利用制度として守るべき原則を整理。
 - 諸外国における二次的利用制度の把握 最新情報の把握
- □ 現行法の下で対応可能な見直し(23年度末)
- □ 制度改正(法令改正)を伴う施策の見直し(24年度末)

課題の整理

□ 二次的利用制度で対応するものか、既存の公表 ベースで対応できないのか?



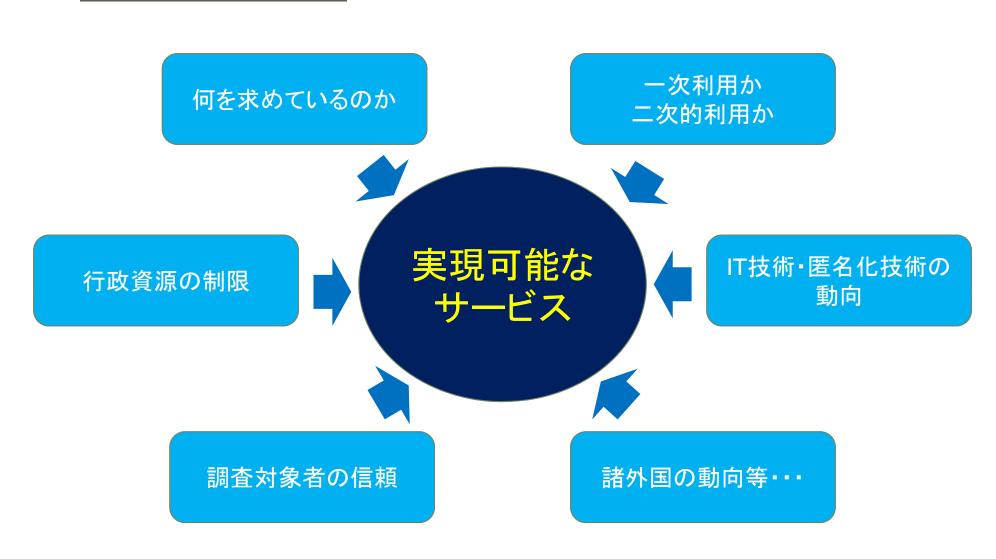
課題の整理

□ 既存統計で対応できない場合

サービスの種類	元データ	利用方法	パターン		集計者	集計結果の確認
データの提供 (データ自体を利 用して、または参 照して集計を行 う)	調査票情報	直接利用	持ち帰り型・ダウンロード型		自ら集計	審査なし(自己責任)
	<u>匿名デー</u> タ		オンサイト利用			審査あり
		間接利用	リモートアクセス(参照のみ。ダウンロード、印刷不可能)		自ら集計	審査あり
					集計依頼	
集計結果の提供(オーダーメード)	調査票情報	利用でき	職員手作業型		サービス	審査あり
	匿名データ	ない	プログラム送付型		提供側	審査あり
			リモートア クセス集計 型	個票データから集計		審査あり(職員・システ ム)
				中間生成物から集計		審査あり
				既に集計した結果か ら提供		審査あり(審査済)

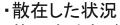
□ その他のオプション事前研修、罰金・ペナルティ

課題の整理

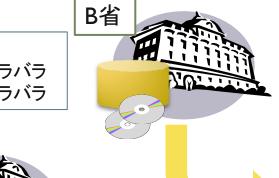


今後の予定

統計データ・アーカイブ構想



- ・管理方法もバラバラ
- ・提供窓口もバラバラ





散逸・滅失のおそれ

A省



バックアップ

- ・政府統計以外の情報との組み合わせ
- ・IT技術の駆使により高度なサービスの提供 など

ご静聴ありがとうございました。

総務省政策統括官(統計基準担当)付

森 省吾 S-2jiriyou@soumu.go.jp

